

個人住民税のかからない人

○ 均等割と所得割のどちらもかからない人

* 賦課期日とは その年の1月1日現在をいいます。

- (1) 賦課期日現在, 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 賦課期日現在, 障害者, 未成年者または寡婦(夫)に該当し, 前年中の合計所得金額 (※1) が125万円以下の人

○ 均等割がかからない人

前年の合計所得金額 (※1) が、次の算式で求めた額以下の人

- (1) 同一生計配偶者および扶養親族 (※2) がいない場合 32万円
- (2) (1) 以外の場合 $32万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養人数}) + 19万円$

○ 所得割がかからない人

前年の総所得金額等 (※3) が、次の算式で求めた額以下の人

- (1) 同一生計配偶者および扶養親族 (※2) がいない場合 35万円
- (2) (1) 以外の場合 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養人数}) + 32万円$

※1 合計所得金額とは、損失の繰越控除を適用しないで計算した所得金額(譲渡所得については、特別控除前の金額)をいいます。

※2 扶養親族には、16歳未満の年少扶養親族が含まれます。

※3 総所得金額等とは、合計所得金額に損失の繰越控除を適用して計算した金額をいいます。